

**横浜市建築局**

**機械設備工事特則仕様書**

**令和4年7月**

## 本書の取扱いについて

### 1. 本書の位置付け及び構成

この「横浜市建築局機械設備工事特別仕様書」は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版」に定めている事項に追加、補足するものであり、横浜市建築局が所管する機械設備工事に適用し、「工事請負契約約款」に定める仕様書の一部を構成する。

# 目 次

## 第1編 一般共通事項

### 第1章 一般事項

第1節 総 則	1
第2節 工事関係図書	5
第3節 工事現場管理	7
第4節 機器及び材料	10
第5節 施 工	11
第6節 工事検査及び技術検査	12
第7節 完成図等	13
第8節 安全管理指定工事	14

# 第1編 一般共通事項

## 第1章 一般事項

### 第1節 総 則

#### 1. 1 適用

「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」は、横浜市建築局が所管する機械設備工事に適用し、「工事請負契約約款」に定める仕様書の一部を構成する。

#### 1. 2 設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は、次のとおりとする。

設計図書等	住宅 工事	学校 工事	左記 以外
現場説明に対する質問回答書	1	1	1
現場説明書	2	2	2
特記仕様書（図面記載のもの及び別冊を含む。）	3	3	3
設計書及び図面	4	4	4
「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」	5	5	5
横浜市建築局・一般社団法人神奈川県空調衛生工業会編集 「機械設備工事施工マニュアル」	6	6	6
公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」	7		
学校標準図		7	
国土交通省大臣官房官庁営繕部 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」	8	8	7

#### 1. 3 参照資料

- (1) 本仕様書における申請書の様式、要綱等は、横浜市建築局公共建築部のホームページを参照する。
- (2) 「機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」を補完するための参考資料とする。

#### 1. 4 用語の定義

「監督員」とは、「横浜市契約規則」第55条第1項の規定による監督職員等をいい、「横浜市請負工事監督事務取扱規程」及び「建築局請負工事監督事務実施要領」による総括監督員、主任監督員、担当監督員及び委託監督員をいう。

#### 1. 5 官公署その他への手続き

工事に必要な官公署その他への手続きは、遅滞なく行う。ただし、必要な経費は請負人の負担とする。

## 1. 6 契約不適合点検及び修補確認

請負人は、次の対象工事について、引渡しの日から 1 年以内（原則として引渡しの日から起算して 10 か月を経過以降、12 か月経過する日の 14 日前の期間）に、建築物及びそれに付帯する施設並びに設備関係機器類の契約不適合について、「建築局請負工事における契約不適合の点検及び修補の確認実施要領」により、担当職員又は担当係長が行う点検（以下、「契約不適合点検」という）に立会う。ただし、監督員から別途指示のある場合にはそれに従う。

対象工事	契約不適合 点検者 (工事担当課)		立会者		
	担当 係長	担当 職員	請負人	主管局 建物等 管理者	
新築工事	請負金額 1 億円以上、 又は工事担当課長が必要と認めたもの	○	(立会)	○	○
改築工事 増築工事	請負金額 1 億円未満	—	○		
改修工事	請負金額 2,500 万円以上	—	○	○	○

※軽微な工事等で工事担当課長が認めたものは、契約不適合点検の対象としない。

契約不適合点検の結果について、本市と協議のうえ、不具合を修補による履行の追完とする場合、請負人は、「建築局請負工事における契約不適合の点検及び修補の確認実施要領」により行うものとする。

## 1. 7 引渡しまでの電気料金等の負担

工事用及び本設受電後から工事目的物引渡しまでの電気料金は、関係請負業者が負担する。  
また、水道料金（下水道料金共）、ガス料金、通信費も同様とする。

## 1. 8 火災保険等

工事請負契約約款第 54 条第 1 項の火災保険その他の保険は、次による。

- (1) 保険の種類は、普通火災保険、建設工事保険等とする。
- (2) 保険期間は、工事着手日から工事目的物の引渡しの日までとする。
- (3) 保険の目的物は、工事目的物とする。
- (4) 保険金額は、請負金額とする。
- (5) 被保険者
  - ア 普通火災保険は、原則として横浜市長とする。
  - イ 建設工事保険は、工事請負人とする。ただし、火災による損害てん補分については、原則として横浜市長を受取人とする特約を付する。
- (6) 保険証券等の提出
  - 保険の契約を締結したときは、直ちにその証券又はこれに代わるもの監督員に提出する。

## 1. 9 受電後の維持管理

本工事に自家用電気工作物が含まれる場合、請負人は受電開始から引渡しの日までの間、本市電気主任技術者のもとに、請負人の責任と負担において当該電気工作物の維持管理を行う。

## 1. 10 公共事業労務費調査等の協力

- (1) 請負人は、本工事が国の実施する公共事業労務費調査等の対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力をう。また、調査内容に不備等があり、事後に調査等を行う場合についても同様とする。
- (2) 請負人が本工事の一部について下請負人契約を締結する場合には、請負人は当該下請工事の受注者に前項と同様の義務を負うことを定める。

## 1. 11 工事実績情報の登録

- (1) 請負人は、請負金額500万円以上の工事については、工事実績情報として（一財）日本建設情報総合センターの定めるところにより、工事実績データの登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出する。

種類	登録時期	登録期間 ※1	備考
受注登録	工事受注時	契約締結後10日以内	
変更登録	登録内容の変更時	変更契約締結後10日以内	工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。※2
竣工登録	工事完成時	工事完成後10日以内	

※1 期間には、横浜市の休日を定める条例に定める横浜市の休日は含まない。

※2 変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

- (2) 配置技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、すみやかに財政局及び工事担当課に所定の手続きを行う。

## 1. 12 施工体制台帳、下請契約調書の提出

- (1) 請負人は「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「適正化法」という。）に基づき「施工体制台帳」「施工体系図」等の写し、「下請契約調書」を監督員に提出する。また、内容に変更が生じた場合は随時変更し、監督員に提出する。
- (2) 請負人は、工事完了時に下請負人名や下請負金額等を記入した「専門業者一覧表」を監督員に提出する。

## 1. 13 工事現場等における施工体制の点検

請負人は、本市が行う「適正化法」に基づく工事現場における施工体制の点検を受ける。

- (1) 点検内容は、次のとおりとする。
- ア 監理技術者等資格の確認
  - イ 配置予定技術者と通知に基づく監理技術者等の同一性の確認
  - ウ 現場の専任状況の点検
  - エ 施工体制台帳の点検（下請契約調書共）
  - オ 施工体系図の点検
  - カ 施工体制の把握
  - キ CORINS登録（工事カルテ）の点検
  - ク 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

- (ア) 建設業許可を受けたことを示す標識（元請業者）の掲示
  - (イ) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
  - (ウ) 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨の掲示
  - (エ) 労災保険関係の掲示
- (2) 監理技術者は、本市監督員等から監理技術者資格者証の提示を求められた場合は、速やかに提示する。

#### **1. 14 建設副産物情報交換システム（C O B R I S）**

再生資源（対象再生資源：土砂・碎石・加熱アスファルト混合物）の利用または建設副産物（対象建設副産物：建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材）が発生する場合、請負人は、当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として、以下の書類をシステムで作成し提出する。

- (1) 施工計画時  
「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、及び「工事登録証明書」（計画書作成後に出力したもの）を施工計画書に含めて提出する。
- (2) 工事完成時  
「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（実施書作成後に出力したもの）を工事完成図書に含めて提出する。

#### **1. 15 個人情報の保護**

請負人は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

#### **1. 16 工事の一時中止**

工事請負契約約款第21条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合は、「工事の一時中止に係るガイドライン」（平成29年4月）による。

## 第2節 工事関係図書

### 2. 1 実施工程表

工事の工程計画（実施細部工程表・材料搬入・労務・機械の稼働計画）は、原則としてネットワーク手法による。

### 2. 2 工事の記録

- (1) 工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領 令和3年版」による。工事着手前の状況、工事進ちょく状況、工事工程の詳細、完成の各段階等を撮影し、施工場所、年月日（必要な場合には時間）、内容を記入して整理し、監督員の要求があつたときは遅滞なくこれを提出する。
- (2) デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下のアからエの全てを実施することとする。

なお、小黒板情報電子化の使用は任意とする。

#### ア 対象機器の導入

請負人は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領3. (3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

URL「[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

#### イ デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

請負人は、2. 2 (2) アの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領3. (3)撮影方法による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### ウ 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2. 2 (2) イに示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領4. で規定されている写真編集には該当しない。

#### エ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

請負人は、2. 2 (2) イに示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小

黒板情報電子化写真」と称する。) を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお、納品時に受注者は

URL「[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

## 2. 3 工事の進ちょく状況報告

請負人は、当月末までの出来高などの工事進ちょく状況を、電子メール等により当月末までに監督員へ報告する。また、請負金額2,500万円以上の工事は、別途工事月報を作成し、翌月の7日までに監督員に提出する。

## 第3節 工事現場管理

### 3. 1 施工中の安全確保及び環境保全

- (1) 工事現場内外を問わず人命、財産に危害、損傷を及ぼさないように常に安全に留意し、不慮の災害が発生しないよう適切な防護処置を行う。
- (2) 火災・盗難・騒音その他災害・事故の予防策については、関係法規に準拠し万全を期す。また、台風・豪雨等予測できる荒天の準備に対し適切な措置を行う。
- (3) 工事現場を連続して4日以上休止する場合は、休止する3日前までに「現場休業届」を提出する。休業届に添付する内容は、3. 7 (2) の「緊急連絡先一覧表」に準ずる。
- (4) ピット内等酸素欠乏症等の恐れがある作業を行う場合は、労働安全衛生法に基づく酸素欠乏危険作業主任者等を選任する。また、酸素欠乏症等防止規則に基づく、作業方法の確立、作業環境の整備等必要な措置を行い、酸素欠乏等を防止すると共に測定記録を残す。
- (5) 工事の施工にあたっては、監督員と協議のうえ、地域住民、施設管理者及び利用者等に迷惑を及ぼさないよう最大限の配慮をする。
- (6) 仮設道路及び現場周辺の搬入道路は、監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理（道路の高低・縦横勾配の維持・道路付近の排水設備の清掃・しゅんせつ等の実施をいう。）及び復旧作業を行う。
- (7) 仮排水路は良好な維持管理を行い、敷地内外に影響を与えないように留意する。
- (8) 環境配慮型建設機械の使用  
排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を使用する。
- (9) 舗装や壁等の切断作業時に発生する排水処理  
切断作業の際に、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から回収し適切な処分を行う。
- (10) 挥発性有機化合物含有材料の施工中の安全管理  
接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。
- (11) 挥発性有機化合物の室内濃度の測定  
特記により、工事完成検査に先立ち、揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行う場合は、「横浜市建築局所管工事、揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル」による。  
なお、測定結果が、指針値を超えた場合には原因究明に努める。  
また、関連工事等にて、揮発性有機化合物の室内濃度測定を実施する場合は協力体制を築く。
- (12) 公共の歩行者空間を工事によって一時的に変更する場合は、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市）」の趣旨を踏まえて歩行者通路対策等を講じることとし、請負人は、工事着手前に仮設通路の方法等について監督員と協議する。

### 3. 2 統括安全衛生責任者等の選定届出

「労働安全衛生法」第15条の規定に基づく統括安全衛生責任者、「労働安全衛生法」第15条の3の規定に基づく店社安全衛生管理者及び「中規模建設現場における安全衛生管理指針」第3の規定に基づく「統括安全衛生責任者に準ずる者」又は「店社安全衛生管理者に準ずる者」の選定届出については、「統括安全衛生責任者等の選任届出書」により監督員に届け出る。

なお、本市より統括安全衛生管理義務者の指名を受けた場合は、労働安全衛生法第30条第1項に規定されている措置を講じる。

### **3. 3 測量杭及び境界杭**

- (1) 既存杭は、敷地の内外を問わず監督員の指示のない限り、移設・除去又は埋設しない。
- (2) 工事中に破損紛失のおそれのある境界杭並びに特に監督員が指示する杭については、1箇所につき原則として4箇所以上の引照点を設け、これらを良好に維持管理する。

### **3. 4 軽微な変更**

測量誤差等に起因する軽微な変更又は施工上の収まり具合等から、技術的に必要不可欠なものは、監督員の指示に従って処理を行い、その費用は請負人の負担とする。

### **3. 5 埋設物の処理**

敷地内は工事着手前に埋設物等を十分調査し、その状況を監督員に報告する。また、掘削工事等で既存の地中埋設指標を一時撤去する場合は、その位置の詳細を記録し、工事完了までに復旧する。

なお、埋設物は監督員の指示により、工事に支障が生じないように保護又は処置をする。

### **3. 6 標示板の設置**

- (1) 工事現場には、公衆が見やすい場所に、下記事項を記載した標示板を設置する。

・工事名	・工事場所	・発注局	・工事担当課
・請負人住所、氏名、連絡先		・工事期間	
- (2) その他、法令等に基づき現場の見やすい場所に標識等を掲示する。

・建設業の許可票	・労災保険関係成立票	
・施工体系図	・道路占用許可証	・再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示
・建設業退職金共済制度に関する掲示	・道路使用許可証	
・大気汚染防止法で定める石綿含有材の調査結果、解体等の作業に関する掲示		
・その他		

### **3. 7 緊急連絡体制**

- (1) 災害及び事故等が発生した際に、速やかに連絡が取れるように緊急連絡体制を整える。
- (2) 工事着手後速やかに、工事関係者及び関係機関に係わる「緊急連絡先一覧表」を監督員に提出する。当該一覧表には下記事項を記載する。
  - ア 請負人工事関係者の氏名、電話番号（工事責任者、現場代理人のほか原則として3名以上）
  - イ 本市監督員及び委託監督員の氏名、電話番号（全工種に係わる監督員）
  - ウ 工事現場関係者の氏名、電話番号（建築、電気等関連工事の現場代理人）

上記の電話番号は、通常時連絡先と休日、夜間等の緊急時連絡先を記載する。

  - エ 施設管理者、施設所管部署の電話番号
  - オ 当該工事現場に係わる警察署、消防署等の関係機関名、電話番号

### **3. 8 災害時等の報告**

工事施工中に事故又は災害が発生した場合は、必要な応急処置を施すとともに、その措置及び状況等を直ちに監督員に報告して、指示を受ける。

### **3. 9 発生材の処理等**

- (1) 請負人は、建設副産物（建設発生土等及び建設廃棄物）の処理にあたっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令、条例その他の

諸規定により適正に行うとともに、再使用、再生利用に努める。

- (2) 請負人は、建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び現場発生路盤材（旧路盤材）等のがれき類、木くず（伐採樹木、剪定枝葉及びこれらに類するものは除く。）の処分については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」により行う。
- (3) 廃棄物処理については、処理前に「産業廃棄物処理計画書」に必要書類を添付して監督員に提出する。処理後には、「産業廃棄物処理報告書」及び「産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト」A票、B2票、D票、E票の写しを添付して監督員に提出する。
- (4) 廃石綿等の特別管理産業廃棄物を排出する場合や、石綿障害予防規則に基づく必要な措置に係る事項については、必要により監督員と協議する。

### 3. 10 足場仮設

- (1) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。(同ガイドラインは、建築局公共建築部ホームページの基準・参考図書を参照)
- (2) 請負人は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。
- (3) 足場を設けた場合は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第655条第1項第2号による足場等の組立て・変更・解体等の点検を実施し、第567条第3項及び第655条第2項によりこれを記録し、保存すると共に監督員等から提示を求められた場合はすみやかに提示する。  
なお、点検に際しては「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について（安全衛生部長・平成27年5月20日付け基安発0520第1号）による「足場等の種類別点検チェックリストの例」に基づくものとする。
- (4) 足場での作業がある場合には、足場の設置者であるかに関わらず、責任者を定めて日々の作業開始前に労働安全衛生規則第567条第1項に基づく点検及び補修を実施する。

### 3. 11 ワンデーレスpons

- (1) 「ワンデーレスpons」とは、所定の工期内に工事を完成させることを目的に、発注者と請負人が意思疎通を図り、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するため、発注者が、請負人からの協議や質問への回答を、基本的に「その日のうち」に行うものである。「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負人と協議し、回答日を通知する。  
ただし、協議や質問の内容によっては、翌日中（閉庁日は除く）に回答する。
- (2) 請負人は、計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況を把握できる工程管理の方法について、監督員と協議を行う。  
ただし、別途特記仕様書等により工程管理の方法について取決めのあるものは、それに従う。
- (3) 請負人は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を明らかにするとともに、速やかに監督員へ書面にて報告する。

## 第4節 機器及び材料

### 4. 1 機器及び材料の品質等

- (1) 機器及び材料の選定は、「工事用材料等承諾願」を監督員に提出し、承諾を得る。
- (2) 使用する材料が、規格等（標準仕様書で規定している J I S、 J WWA 等の規格、一般社団法人公共建築協会の評価名簿に記載されている材料、一般財団法人ベターリビングの B L 認定品など）で品質性能保証されている場合には、その規格等の種類・番号を「工事用材料等承諾願」に記載し、監督員に提出する。上記以外の材料については、設計図書に定める品質及び性能を満足していることが確認できる資料を添付する。
- (3) 機材はすべて新品とし、かつ監督員の材料検査に合格したもの又は承諾を得たものを使用する。ただし、仮設材料及び特に記載のあるものについては、この限りではない。
- (4) 使用材料及び工法は、特許権その他第三者の権利の対象となっているか事前に十分調査する。
- (5) 監督員が指示した材料の仕上げ程度及び色彩等は、当該工程以前に見本品を提出し、承諾を受けてから使用する。
- (6) 室内に使用する接着剤、塗料（機器及び材料に使用されるものを含む。）は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散の極めて少ないもの（塗料は、J I S 等の材料規格においてホルムアルデヒドの放散量が規定されている場合は、特記がなければ、F☆☆☆☆）で、トルエン、キシレンの放散量の極力少ないものを使用する。また、有機溶剤系接着剤、塗料を使用する場合は、その使用量を最小限に抑え、十分に養生期間を設ける等の配慮をする。  
なお、監督員から「安全データシート（S D S）」の提出を求められた場合は、施工前に提出する。
- (7) 給水装置工事については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令」（厚生労働省令第138号）に準拠した構造及び材料とする。
- (8) 工事に使用する機器及び材料はアスベストを含有しないものとし、また、監督員の指示により材料の成分についてアスベストを含有しないことを証明する書面を提出する。

### 4. 2 グリーン購入の推進

工事で使用するグリーン購入特定調達物品等は、「横浜市建築局グリーン購入の推進に関する特記仕様書」の定めによる。

## 第5節 施工

### 5. 1 一工程の施工の確認及び報告

建築工事におけるコンクリート打ち込み又は、隠ぺいとなる部分に機械設備工事がある場合は、あらかじめ監督員による検査を受ける。

### 5. 2 施工の立会い等

- (1) 同一工程を繰り返し行うものは、工程ごとに検査を受ける。
- (2) 各種装置・機器・配線・配管等の工事途中及び工事完了後は、原則、監督員の立会いのもとで機器・絶縁抵抗・電圧・極性・接地の確認、試運転調整等を行う。内容等は事前に監督員と協議する。
- (3) 試験に使用する測定器具類は、適切に校正された器具により行い、監督員から校正記録の提出を求められた場合は提出する。

### 5. 3 維持管理・安全性への配慮

維持管理や安全面に配慮した施工を心がける。

(バルブ等の操作位置、天井点検口の位置（関連工事との調整事項）、サポート等突起部の安全対策など)

## 第6節 工事検査及び技術検査

### 6. 1 工事検査

- (1) 検査の種類は、工事検査及び中間技術検査とし、技術検査員が、監督員及び請負人立ち会いのもとで検査を実施する。
- (2) 工事検査は、完成検査及び出来形部分検査とし、請負契約款に基づく請負人の届け出を受け、監督員が現場等を自主検査した後に、技術検査員が品質確認及び請負契約についての給付の完了の確認を行うために請負人に対して行うものとする。
- (3) 中間技術検査は、次の各号に該当する場合に実施し、工事検査を補完する。
- ア 中間技術検査を実施する段階及び回数が特記された場合
- イ 施工途中における品質確認のため、監督員が特に必要と認めて指示した場合
- ウ 施工途中における事故等により、監督員が特に必要と認めて指示した場合
- エ 低入札工事の場合
- 請負人は、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
- (4) 原則として、部分払いのための出来高査定は、次の基準により行う。
- ただし、これによりがたいときは、出来高が確認できる具体的な根拠資料を提出し、監督員と協議の上決定する。

機械設備工事出来高査定基準

分類	項目	査定基準
材料	一般汎用材料	0 %
	特殊材料	30 %
	加工・製作品	60 %
機器	一般汎用機器	0 %
	特殊機器	30 %
	特注製作機器	60 %
	据付完了	90 %
	試験・調整完了	100 %
配管工事	取付完了	90 %
	試験・調整完了	100 %
ダクト工事	取付完了	90 %
	試験・調整完了	100 %
排水樹・弁樹	取付完了	90 %
	試験完了	100 %
保温・塗装工事		出来高払い
土工事		出来高払い
はつり補修費		出来高払い
搬入費・搬出費		出来高払い
総合調整費		出来高払い
撤去工事		出来高払い
処分費		出来高払い
共通費	率によるもの	出来高払い
	積み上げ上げによるもの	出来高払い

注1. 査定にあたっては、上記以下の数値とする。

## 第7節 完成図等

### 7. 1 C A L S / E Cによる 電子納品

電子納品については、完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品要領[建築・建築設備編]」に基づいて作成し、電子成果品を納品する。

なお、電子納品の運用については、「電子納品運用ガイドライン[建築・建築設備工事編]」をもとに、事前協議チェックシート（財政局公共施設・事業調整課ホームページを参照）を用い監督員と事前協議を行い決定する。

また、事前協議にあたり、電子化することで「効率化が図られる」、「以降に利活用が想定される」ことなどを考慮し決定する。工事写真については、「営繕工事写真撮影要領」に基づいて撮影する。

### 7. 2 完成時の提出図書

(1) 請負人は、工事目的物引渡しの時に下記の物品を本市に引き渡す。

なお、完成図等の作成方法は「機械設備工事施工マニュアル」により、部数は特記による。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ① 工事概要書      | ② 完成図                 |
| ③ 施工図        | ④ 使用材料等一覧表            |
| ⑤ 機器完成図      | ⑥ 連絡先等一覧表（請負人及び主要機器類） |
| ⑦ 各種試験成績表    | ⑧ 機器類試験成績表            |
| ⑨ 各種届出関係書類   | ⑩ 処分証明書類              |
| ⑪ 取扱説明書      | ⑫ 維持管理注意事項説明書         |
| ⑬ 設計計算書      | ⑭ 物品引継ぎ内訳書            |
| ⑮ 設備台帳       | ⑯ 工事写真                |
| ⑰ 付属品類       |                       |
| ⑲ P D F ファイル |                       |

工事完了時に、監督員の指示により、本市保管用完成図のP D F ファイルを作成し提出する。（P D F の仕様は、建築局公共建築部ホームページの基準・参考図書を参照）

- ⑯ 大気汚染防止法第18条の15第1項で定める調査結果の説明資料  
⑰ 大気汚染防止法第18条の15第5項で定める調査結果の掲示看板が工事中に掲示されていたことを確認できる写真  
⑱ その他監督員の指示するもの

(2) 完成図等を電子納品の記録媒体（C Dなど）のみで施設管理者へ引き渡す際は、適切に引き継がれるよう下記のとおり整理して引き渡す。

ア 厚さ2 c m以上のパイプ式ファイル（紙ファイルは不可）に「記録媒体内保管書類の目次」「電子納品記録媒体（記録媒体用ホルダーに格納）」「完成図（A 3）」「連絡先一覧」「取扱説明書」「工事写真（インデックス印刷または工事内容が分かる写真の抜粋）」を綴じる。

イ 上記ファイルの表紙、背表紙には「完成年度」「工事名」（複数場所工事の場合は+「施設名」「施工者名」を入れる。

## 第8節 安全管理指定工事

### 8. 1 適用

この節は「横浜市工事安全管理規則」に基づき、「建築局工事安全管理実施要領」により指定された「安全管理指定工事」（以下「指定工事」という。）に適用する。

### 8. 2 安全管理指定工事

建築局における指定工事は、次の事項に該当し、かつ、建築局長が必要と認めたものとする。

- (1) 密集市街地、交通のひんぱんな場所又は危険物（危険物の規制に関する政令・別表第三）を貯蔵する場所及び特別高圧電気施設、ガス圧力調整施設等に隣接して行う工事であって、公衆災害を起こすおそれのあるもの
- (2) 地上31mを超す建築物、構築物又は工事の大部分にわたる根切り深さが6mを超す工事
- (3) 高さ5mを超える自然がけ又は人工がけに接して行う工事で、地質その他の状況により危険と認められる工事
- (4) 公道を地中又は空中で横断して施工される建築物又は構築物等の工事
- (5) 隣家民家と近接し、かつ、その部分の高さが10mを超える石、レンガ、コンクリート等を主体とした建築物、構築物等の解体工事
- (6) 小中学校における校舎その他の施設の工事であって、既存施設と工事区域がはなはだしく錯そうする大規模な工事
- (7) ダイナマイト等爆発物を使用して行う工事
- (8) その他公衆災害を起こすおそれのある工事

### 8. 3 公衆災害の防止

「指定工事」の施工にあたっては、常に安全管理を優先的に考慮し、公衆災害の発生を未然に防止するよう努める。

### 8. 4 安全管理計画書の作成

- (1) 「指定工事」については、契約締結後すみやかに「安全管理計画書」を作成し、監督員に提出する。
- (2) 「安全管理計画書」には、次の事項を記載する。
  - ア 工事名及び工事場所
  - イ 施工者名（会社名及び現場代理人名、資格）
  - ウ 現場事務所の所在地、電話番号（昼夜間連絡できるもの）
  - エ 契約金額と工事期間
  - オ 工事監督機関名と監督員名
  - カ 安全管理機構図

(ア) 工事安全責任者は現場代理人とする。副責任者は主任級の者とし、工事安全責任者に事故があった場合にはその代理者とする。

(イ) 各職種の担当責任者を安全管理機構に参画させ、指揮命令系統を具体的に表示する。

キ 工事工程表  
工程表は実施工とし、変更のあるときはただちに報告する。  
なお、安全管理上重要な作業は、工程表の当該部分にチェックマークを付する。

ク 管理項目

保安施設、重要な地下埋設物、山留工、掘削方法、建方工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、重量物の揚重方法、その他公衆災害を誘発するおそれのある設備、工法等  
ケ 点検

点検箇所、点検時期、点検員数及び氏名、点検表、報告方法、注意改善指示と確認等の具体的方法

コ 事故発生時の初動措置

(ア) 緊急非常時連絡系統図

(イ) 緊急時連絡要領

事故発生時の通報、避難、収容、処置方法等を定め工事関係者全員に訓練し徹底する。また、付近住民への周知方法も具体的にしておく。

(ウ) 緊急連絡先電話番号表

(エ) 緊急指定病院の指定と案内図

(オ) 緊急時における交通遮断のため、迂回路の把握と付近住民の避難誘導路の確保を示した説明図

(カ) 緊急時に必要な人員、機械等の確保とその一覧表

サ 関係機関への連絡

警察署、消防署及び関係企業者への連絡事項

(ア) 安全管理上、重要な作業期間

(イ) 事故発生時の初動措置

(ウ) その他

シ 工事安全対策会議

工事安全管理責任者は、日時を定めて定例の工事安全対策会議を開催し、工事の安全管理についての創意、研究、工夫及び反省等を行う。

ス 教育訓練

工事安全管理責任者は、工事関係者（職員、労務者、下請関係者等）に対して定例的に安全管理教育を実施するとともに、緊急時の応動訓練を行う。

(3) 安全管理計画の変更は、その都度、変更計画書を提出して承諾を得る。ただし、軽微な変更については、口頭で担当監督員の承諾を得ることができる。

## 8. 5 工事の着手

工事は、安全管理計画が承諾された後に着手する。

## 8. 6 安全管理計画の周知徹底

請負人は、「安全管理計画書」のうち、請負人安全管理機構図及び事故発生時の初動措置については、図表等を整理拡大して現場事務所に掲示するとともに、工事関係者（下請を含む。）にその内容を周知徹底させる。

## 8. 7 工事現場の巡回と点検

請負人は、工事現場を隨時巡回点検し、現場の安全について点検記録簿に記録する。

## 8. 8 工事安全日誌の常備と報告

請負人は、安全日誌を常備し、監督員の点検を受ける。また、監督員の指示により安全管理上必要な報告及び資料を提出する。

## **8. 9 関係機関との連絡**

請負人は、安全管理に関する事項については、監督員及びその他の関係機関と緊密な連絡を取りながら施工する。